平成２３年（フ）第２０７号
埼玉県深谷市上野台84番地　ローズマンション高穂305号
債務者　太田　浩嗣
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　徳之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１２１号
神奈川県横須賀市野比５丁目11番13号
債務者　城内　穏孝
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大友　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第５３号
新潟県阿賀野市千唐仁252番地
債務者　市川　長栄
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　三厳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第３１３４号
愛知県小牧市古雅４丁目３番地２
債務者　高橋　　優
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名越　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１０号
愛知県田原市赤石５丁目50番地　グリーンベル一番館102号
債務者　石川　太朗
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　年宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３７９８号
札幌市北区屯田６条１丁目２番８号
債務者　荒滝　清志
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６２３号
大阪府羽曳野市古市１丁目７番８号
債務者　東洋フレームこと　民井　克幸
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　早苗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
富山市二口町４丁目９番地５　シャンブール303号
債務者　ビストロ　ラ・ヴィーナスこと　守山　進
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　俊彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６７号
福井県鯖江市下司町第８号４番地
債務者　黒田　　巧
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紅谷　崇文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２０２号
静岡県伊東市桜木町２丁目４番17号　石井アパート101号、前住所静岡県伊東市湯田町５番４号
債務者　金崎　正春
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
静岡県三島市中田町２番16号　堺屋ハイツ102
債務者　塩谷　禮子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３６号
京都府南丹市園部町上木崎町上中畷６番地５　グランドハイム西岡101号
債務者　山下　徳雄
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第７９７０号
堺市西区浜寺石津町東１丁１番１号　Ｑ－２
債務者　藤野　信幸
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６９２号
大阪府茨木市中総持寺町11番27号
債務者　前田　敏博
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３４６号
大阪市都島区都島北通２丁目22番19号　ファラン都島501号
債務者　伊藤　京子（旧姓髙尾）
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３７５号
大阪府東大阪市新庄南10－８　ＴＩヴィラ206土屋方、住民票上の住所大阪府東大阪市川田２丁目22番20号
債務者　金谷志保こと　杉山　志保
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４９１号
大阪府枚方市招提南町３丁目18番９－304号
債務者　江藤　正子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部